

人が移動しやすくなることで、 地域が元気になる

平成25年7月3日

佐賀県知事 古川 康



1. 人の移動手段確保について
2. 福祉有償運送の課題(問題点)
3. 制度改正の方向

1. 人の移動手段確保について



移動しやすくなる(積極的利用)

住民に幸せをもたらし、元気を育てる
(地方分権改革有識者会議)

2. 福祉有償運送の課題(問題点)①

法律・規則以上に厳しい新規参入・規模拡大の条件がある

(参考: 県内A地区での主な実質協議項目)

| 主な(実質)協議項目 | 道路運送法(規則)上の取扱 | 協議する根拠 |
|---------------------|---------------------------------------|----------------------|
| ①新しい会員の登録 | 原則手続き不要 | A地区ローカルルール |
| ②使用する車を増やす | 30日以内の届出(法79条の7) | A地区ローカルルール |
| ③運賃上限(1/2)の緩和 | 実費の範囲内(法79条の8) ※運賃設定は要協議(規則51条の15) | 対価公示 (運賃上限1/2の根拠) |
| ④相乗り(複数乗車)での運送要件の緩和 | 特に規定なし | ガイドライン |

2. 福祉有償運送の課題(問題点)②

現制度ができたことで、救われなない人が多く出てきている

現制度では、高齢で経済的に困っているだけでは対象外。



無償運送等による対応事例もあるが、赤字なため継続が困難

高齢で経済的に困っている人の支援事例

無償運送の取組(NPO法人B)

| | |
|---------|--------------------|
| (利用者要件) | ・NPO会員(NPO所在地域在住) |
| (運行日) | ・1人で車の乗降が可能 週3回 |
| (会員数) | 約40名(約1,300回運行/年間) |
| (運行対価) | 実費(ガソリン代) |
| (課題) | 運営が赤字で事業の維持や拡大が困難 |

2. 福祉有償運送の課題(問題点)③

道路運送法において、市町村や都道府県の位置づけが不明確

道路運送法施行規則では、運営協議会を主宰することだけを明記



- 市町村では福祉担当課が担当
- 道路運送法に精通していない
- 1～2年で事務局を持ち回り

3. 制度改正の方向①

1) 権限移譲による運営協議会のあり方

【提案 1】

- ① 運営協議会を自治体の附属機関とし、自治体・地域が責任を負う仕組みとしていく
- ② 道路運送法・施行規則等の規制緩和

有識者会議
Point 1

住民の想いを大切に

- ・改革が住民生活をどう豊かにするのかを意識する

有識者会議
Point 3

地域の元気をつくる

- ・地域資源を掘り起こし、最大限活用する

3. 制度改正の方向②

2) 権限移譲の受け皿のあり方

【提案2】

- ① 都道府県にまず移譲し、手挙げ方式で市町村へ移譲
- ② 都道府県が、小規模自治体を補完
- ③ 行政関係者の制度理解の促進(人材育成等)

有識者会議
Point 2

基礎的自治体の考え方を汲み取る
・多様な自治体の状況を踏まえる

3. 制度改正の方向③

3) 地域公共交通の制度的枠組みの構築

【提案3】

- ① 地方が、路線バス等だけでなく、身近な公共交通であるタクシ―等も含め、地域の移動の問題について、自ら考え実行できる仕組みづくりが必要
- ② 国交省が提案している、新たな制度的枠組の構築を急ぐべき



 佐賀県
<http://www.pref.saga.lg.jp/>